

メンブレンタンクの二次防壁の検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編及び N 編

改正事項

メンブレンタンクの二次防壁の検査に関する事項

改正理由

液化ガスばら積船の貨物格納設備に対する検査要件を規定する IACS 統一規則 Z16 において、メンブレン方式の液化ガスばら積船の二次防壁に対し、定期検査時に個々の貨物格納設備の設計に応じて要求されるガス密レベルが確保されていることを確認する旨規定している。さらに、接着型の二次防壁については、以前の検査又は新造時の検査の結果と比較し、顕著な差異が認められた場合、必要に応じて追加の検査が要求される旨規定している。

本規定に関し、顕著な差異の解釈が IACS 間で統一されていなかったことから、IACS において更なる検討が行われた。検討の結果、メンブレンタンクの二次防壁の検査における評価方法を見直すこととし、あらかじめ承認された検査方案に記載される許容基準に従うことを明記するとともに、接着型の二次防壁については、検査結果の差異による評価ではなく、あらかじめ承認された許容基準に従い評価するよう改正を行い、2013 年 10 月に IACS 統一規則 Z16(Rev.4)として採択した。また、新造時検査におけるメンブレンタンクの二次防壁の検査に関する IACS 統一解釈である GC12 についても同様の見直しを行い、同月に IACS 統一解釈 GC12(Rev.1)として採択した。

今般、IACS 統一規則 Z16(Rev.4)及び IACS 統一解釈 GC12(Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) メンブレン方式の液化ガスばら積船の二次防壁の検査において、あらかじめ承認された許容基準に基づき検査を行うことを明記した。
- (2) 接着型のメンブレンタンクの二次防壁について、検査の結果、要求されるガス密レベルを満足しない場合にあつては、サーモグラフィー試験、アコースティックエミッション試験等の追加の試験を行う旨改めた。